第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

区分

B 0 0 0 特定疾患療養管理料

1 診療所の場合

225点 147点

2 許可病床数が100床未満の病院の場合

87点

- 3 許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合 注1 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき
- 療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定する。 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った管理又は当該初
 - 診の日から1月以内に行った管理の費用は、初診料に含まれるものとする。 3 入院中の患者に対して行った管理又は退院した患者に対して退院の日から起算
 - して1月以内に行った管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に 含まれるものとする。
- 4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分 番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受 けている患者に対して行った管理の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理 料に含まれるものとする。

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

1 ウイルス疾患指導料

イ ウイルス疾患指導料1

240点

ロ ウイルス疾患指導料2

330点

- 注1 イについては、肝炎ウイルス疾患又は成人T細胞白血病に罹患している患者 に対して、ロについては、後天性免疫不全症候群に罹患している患者に対して 、それぞれ療養上必要な指導及び感染予防に関する指導を行った場合に、イに ついては患者1人につき1回に限り、口については患者1人につき月1回に限 り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定し ている患者については算定しない。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長 等に届け出た保険医療機関において、ロの指導が行われる場合は、220点を所 定点数に加算する。

2 特定薬剤治療管理料

- 注1 ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与し ている臓器移植後の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物 血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。
 - 2 同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管 理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定 することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。
 - 3 ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対し て、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限 り740点を特定薬剤治療管理料として算定する。
 - 4 抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った 薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月目以降のものについて は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
 - てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与されているもの について、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結 果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月にお いて、2回に限り所定点数を算定できる。
 - 6 臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を

行った日の属する月を含め3月に限り、2,740点を所定点数に加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。

3 悪性腫瘍特異物質治療管理料

イ 尿中BTAに係るもの

220点

ロ その他のもの

(1) 1項目の場合

360点

(2) 2項目以上の場合

400点

- 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
 - 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
 - 3 注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150点をロの所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。
 - 4 注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を 同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。
 - 5 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。
 - 6 注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理 であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マー カーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。
- 4 小児特定疾患カウンセリング料

イ 月の1回目

500点

ロ 月の2回目

400点

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

5 小児科療養指導料

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。
 - 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該 初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
 - 3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

6 てんかん指導料

250点

- 注1 小児科、神経科、神経内科、精神科、脳神経外科又は心療内科を標榜する保 険医療機関において、その標榜する診療科を担当する医師が、てんかん(外傷 性のものを含む。)の患者であって入院中以外のものに対して、治療計画に基 づき療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該 初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
 - 3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行った場合に おける当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれる ものとする。
 - 4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の5に掲 げる小児科療養指導料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指 導管理料を算定している患者については算定しない。
 - 5 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定 すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げ るそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

7 難病外来指導管理料

270点

- 注1 入院中の患者以外の患者であって別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該 初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
 - 3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行った場合に おける当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれる ものとする。
 - 4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の8に 掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については算定しない。
- 8 皮膚科特定疾患指導管理料

イ 皮膚科特定疾患指導管理料(I)

250点

口 皮膚科特定疾患指導管理料(I)

100点

- 注1 皮膚科又は皮膚泌尿器科を標榜する保険医療機関において、皮膚科又は皮膚 泌尿器科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患 者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行 った場合に、当該疾患の区分に従い、それぞれ月1回に限り算定する。
 - 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該 初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
 - 3 入院中の患者に対して指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第 1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 9 外来栄養食事指導料

イ 初回

260点

口 2回目以降

200点

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者 以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、医師の指示に基 づき管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行 った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

10 入院栄養食事指導料(週1回)

イ 入院栄養食事指導料1

(1) 初回 260点

(2) 2回目 200点

口 入院栄養食事指導料2

(1) 初回 250点

(2) 2回目 190点

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。)において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

11 集団栄養食事指導料

80点

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働 大臣が定める特別食を必要とする複数の患者に対して、医師の指示に基づき管理 栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

12 心臓ペースメーカー指導管理料

イ 着用型自動除細動器による場合

360点

ロ イ以外の場合

360点

- 注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者(ロについては入院中の患者以外のものに限る。)に対して、療養上必要な指導を行った場合に、1月に1回に限り算定する。
 - 2 区分番号K597に掲げるペースメーカー移植術、区分番号K598に掲げる両心室ペースメーカー移植術、区分番号K599に掲げる植込型除細動器移植術又は区分番号K599-3に掲げる両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。
 - 3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者について は算定しない。
 - 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該患者(イを算定する場合に限る。)に対して、植込型除細動器の適応の可否が確定するまでの期間等に使用する場合に限り、初回算定日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り、植込型除細動器移行期加算として、31,510点を所定点数に加算する。
 - 5 ロを算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、60点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

13 在宅療養指導料

170点

注1 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定 すべき指導管理を受けている患者又は器具を装着しておりその管理に配慮を必 要とする患者に対して、医師の指示に基づき看護師又は保健師が在宅療養上必 要な指導を個別に行った場合に、患者1人につき月1回(初回の指導を行った 月にあっては、月2回)に限り算定する。

2 1回の指導時間は30分を超えるものでなければならないものとする。

14 高度難聴指導管理料

イ 区分番号K328に掲げる人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の 期間に行った場合 500点

ロ イ以外の場合

420点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、高度難聴の患者に対して必要な療養上の指導を行った場合に算定する。
 - 2 区分番号K328に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に 限り、その他の患者については1回に限り算定する。
- 15 慢性維持透析患者外来医学管理料

2,250点

- 注1 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な 医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれる ものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的 検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(I)判断料又は免疫学的検査 判断料は別に算定できないものとする。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - 口 尿沈渣 (鏡検法)
 - ハ 糞便検査

糞便中ヘモグロビン定性

ニ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度(ESR)、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液 像(自動機械法)、末梢血液像(鏡検法)、ヘモグロビンA1c(HbA1c)

ホ 出血・凝固検査

出血時間、全血凝固時間

へ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ(γ -GT)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄(Fe)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、グリコアルブミン、1、5-アンヒドローDーグルシトール(1、5AG)、1、25—ジヒドロキシビタミンD3、HDLーコレステロール、LDLーコレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム(A1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

卜 内分泌学的検査

トリョードサイロニン (T_3) 、サイロキシン (T_4) 、甲状腺刺激ホルモン (TSH)、副甲状腺ホルモン (PTH)、遊離トリョードサイロニン (FT_3) 、C-ペプチド (CPR)、遊離サイロキシン (FT_4) 、カルシトニン、心房性Na利尿ペプチド (ANP)、脳性Na利尿ペプチド (BNP)

チ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応(STS)定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清 反応(STS)定量 リ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量

ヌ 血 漿 蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白 (CRP)、血清補体価 (CH $_{50}$)、免疫グロブリン、C $_{3}$ 、C $_{4}$ 、トランスフェリン (Tf)、 β_{2} ーマイクログロブリン

ル 心電図検査

ヲ 写真診断

単純撮影 (胸部)

ワ 撮影

単純撮影 (胸部)

- 16 喘息治療管理料
 - 1 喘息治療管理料1

イ 1月目

75点

口 2月目以降

25点

2 喘息治療管理料 2

280点

- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重度喘息である20歳以上の患者(中等度以上の発作により当該保険医療機関に緊急受診(区分番号A000に掲げる初診料の注7、区分番号A001に掲げる再診料の注5又は区分番号A002に掲げる外来診療料の注8に規定する加算を算定したものに限る。)した回数が過去1年間に3回以上あるものに限る。)に対して、治療計画を策定する際に、日常の服薬方法、急性増悪時における対応方法について、その指導内容を文書により交付し、週1回以上ピークフローメーターに加えー秒量等計測器を用い、検査値等を報告させた上で管理した場合に、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。

(1) 1月目 2,525点

(2) 2月目以降6月目まで

1,975点

3 2については、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外の喘息の患者(6歳未満又は65歳以上のものに限る。)であって、吸入ステロイド薬を服用する際に吸入補助器具を必要とするものに対して、吸入補助器具を用いた服薬指導等を行った場合に、初回に限り算定する。

17 慢性疼痛疾患管理料

130点

- 注1 診療所である保険医療機関において、入院中の患者以外の慢性疼痛に係る疾患を主病とする患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 区分番号 J 1 1 8 に掲げる介達牽引、区分番号 J 1 1 8 2 に掲げる矯正固定、区分番号 J 1 1 8 3 に掲げる変形機械矯正術、区分番号 J 1 1 9 に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号 J 1 1 9 2 に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号 J 1 1 9 3 に掲げる低出力レーザー照射及び区分番号 J 1 1 9 4 に掲げる肛門処置の費用(薬剤の費用を除く。)は、所定点数に含まれるものとする。
- 18 小児悪性腫瘍患者指導管理料

550点

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし

- 、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に 掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。
- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該 初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起 算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本 料に含まれるものとする。
- 4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

19 削除

20 糖尿病合併症管理料

170点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 1回の指導時間は30分以上でなければならないものとする。

21 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料

150点

- 注1 耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が 、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、計画的 な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回 に限り算定する。
 - 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該 初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
 - 3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行った場合に おける当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれる ものとする。
- 22 がん性疼痛緩和指導管理料
 - 1 緩和ケアに係る研修を受けた保険医による場合

200点

2 1以外の場合

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、当該保険医療機関の保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方した場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に50 点を加算する。
- 23 がん患者指導管理料
 - 1 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点
 - 2 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点
 - 3 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により 説明を行った場合 200点
 - 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、そ

の内容を文書等により提供した場合に、患者 1 人につき 1 回(当該患者について区分番号 B 0 0 5 - 6 に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号 B 0 0 5 - 6 - 2 に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者 1 人につき 1 回)に限り算定する。

- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき看護師が、患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。
- 3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射を受けているものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき薬剤師が、投薬又は注射の前後にその必要性等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。
- 4 2について、区分番号A226-2に掲げる緩和ケア診療加算、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料は、別に算定できない。
- 5 3について、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処方料 の注7に規定する加算又は区分番号F400に掲げる処方せん料の注6に規定 する加算は、別に算定できない。

24 外来緩和ケア管理料

300点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する入院中の患者以外の患者(がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。)に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に150 点を加算する。
 - 3 区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。
 - 4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する 保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有 無にかかわらず、所定点数に代えて、外来緩和ケア管理料(特定地域)として 、150点を算定する。

25 移植後患者指導管理料

1 臓器移植後の場合

300点 300点

2 造血幹細胞移植後の場合

に限り算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、臓器移植後又は造血幹細胞移植後の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して計画的な医学管理を継続して行った場合に、月1回

2 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者について は算定しない。

- 注1 植込型輸液ポンプ持続注入療法(髄腔内投与を含む。)を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。
 - 2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加 算として、140点を所定点数に加算する。

27 糖尿病透析予防指導管理料

350 占

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病の患者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料及び区分番号B001の 11に掲げる集団栄養食事指導料は、所定点数に含まれるものとする。
 - 3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者について は算定しない。
 - 4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する 保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有 無にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料(特定地域) として、175点を算定する。
 - 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、腎不全期の糖尿病性腎症の患者に対して医師が必要な指導を行った場合には、腎不全期患者指導加算として、100点を所定点数に加算する。

B001-2 小児科外来診療料(1日につき)

1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合

イ 初診時 572点

口 再診時 383点

2 1以外の場合

イ 初診時 682点

口 再診時 493点

- 注1 小児科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者(3歳未満の乳幼児に限る。)に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。
 - 2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に規定する場合、区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料を算定する場合、第2部第2節第1款在 宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定している場合又は別に厚生 労働大臣が定める薬剤を投与している場合については、算定しない。
 - 3 区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料(I)及び区分番号C000に掲げる往診料(同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。)を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A001に掲げる再診料

の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

B001-2-2 地域連携小児夜間・休日診療料

1 地域連携小児夜間・休日診療料1

450点

2 地域連携小児夜間・休日診療料 2

600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者(6歳未満の小児に限る。)に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料

130点

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において 、小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その 他療養上必要な指導を行った場合に算定する。

B001-2-4 地域連携夜間・休日診療料

200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者(区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料を算定する患者を除く。)に対して診療を行った場合に算定する。

B001-2-5 院内トリアージ実施料

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者(救急用の自動車等により緊急に搬送された者を除く。)であって、区分番号A000に掲げる初診料を算定する患者に対し、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合に算定する。

B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料

600 £

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該保険 医療機関が表示する診療時間以外の時間(土曜日以外の日(休日を除く。)にあっては、夜間に限る。)、休日又は深夜において、救急用の自動車等により緊急 に搬送された患者に対して必要な医学管理を行った場合に、区分番号A000に 掲げる初診料を算定する初診の日に限り算定する。
 - 2 急性薬毒物中毒(アルコール中毒を除く。)と診断された患者又は過去6月以内に精神科受診の既往がある患者に対して必要な医学管理を行った場合には、精神科疾患患者等受入加算として、400点を所定点数に加算する。
- B001-2-7 外来リハビリテーション診療料
 - 1 外来リハビリテーション診療料1

72点

2 外来リハビリテーション診療料2

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、リハビリテーション(区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001~2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料又は区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料を算定するものに限る。以下この区分番号において同じ。)を要する入院中の患者以外の患者に対して、リハビリテーションの実施に関し必要な診療を行った場合に、外来リハビリテーション診療料1については7日間に1回に限り、外来リハビリテーション診療料2については14日間に1回に限り算定する。
 - 2 外来リハビリテーション診療料1を算定する日から起算して7日以内の期間に

おいては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料2は、算定しない。

3 外来リハビリテーション診療料2を算定する日から起算して14日以内の期間に おいては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診 料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料及 び外来リハビリテーション診療料1は、算定しない。

B001-2-8 外来放射線照射診療料

292点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を要する入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療の実施に関し必要な診療を行った場合に、7日間に1回に限り算定する。
 - 2 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間に4日以上の 放射線治療を予定していない場合には、所定点数の100分の50に相当する点数に より算定する。
 - 3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、 当該放射線治療の実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A00 1に掲げる再診料及び区分番号A002に掲げる外来診療料は、算定しない。

B 0 0 1 - 2 - 9 地域包括診療料(月1回)

1,503点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者に対して、患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合(初診の日を除く。)に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 2 地域包括診療を受けている患者に対して行った区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料(II)、第2章第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。)及び第5部投薬(区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方せん料を除く。)を除く費用は、地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

B001-2-10 認知症地域包括診療料(月1回)

1,515点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関(許可病床数が200 床未満の病院又は診療所に限る。)において、認知症の患者(認知症以外に1以上の疾患(疑いのものを除く。)を有する入院中の患者以外のものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行った場合のいずれにも該当しないものに限る。)に対して、患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合(初診の日を除く。)に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 2 認知症地域包括診療を受けている患者に対して行った区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料(II)、第2章第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる

施設入居時等医学総合管理料を除く。)及び第5部投薬(区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方せん料を除く。)を除く費用は、認知症地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

B001-2-11 小児かかりつけ診療料 (1日につき)

1 処方せんを交付する場合

イ 初診時602点ロ 再診時413点

2 処方せんを交付しない場合

712点

口 再診時 523点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、未就学児(3歳以上の患者にあっては、3歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。)の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行った場合に算定する。

- 2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に規定する場合については、算定しない。
- 3 区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)、区分番号B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料(I)並びに区分番号C000に掲げる往診料(同区分番号の注1から注3までに規定する加算を含む。)を除き、診療に係る費用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものとする。

B001-3 生活習慣病管理料

1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合

イ 脂質異常症を主病とする場合

650点

ロ 高血圧症を主病とする場合

700点

ハ 糖尿病を主病とする場合

800点

2 1以外の場合

イ 脂質異常症を主病とする場合

1,175点

ロ 高血圧症を主病とする場合

1,035点

ハ 糖尿病を主病とする場合

1,280点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者(入院中の患者を除く。)に対して、患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。
 - 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第2章第1部医学管理等(区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料及び区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。)、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管

理料に含まれるものとする。

3 糖尿病を主病とする患者(2型糖尿病の患者であってインスリン製剤を使用していないものに限る。)に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は、年1回に限り所定点数に500点を加算する。

B001-3-2 ニコチン依存症管理料

1 初回 230点

2 2回目から4回目まで

184点

3 5回目

180点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、禁煙を希望する患者であって、スクリーニングテスト(TDS)等によりニコチン依存症であると診断されたものに対し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、文書により患者の同意を得た上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書により情報提供した場合に、5回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
 - 2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査の4の呼気ガス分析の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B001-4 手術前医学管理料

1,192点

- 注1 手術前に行われる検査の結果に基づき計画的な医学管理を行う保険医療機関に おいて、手術の実施に際して区分番号L002に掲げる硬膜外麻酔、区分番号L 004に掲げる脊椎麻酔又は区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管に よる閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日に 算定する。
 - 2 同一の患者につき1月以内に手術前医学管理料を算定すべき医学管理を2回以上行った場合は、第1回目の手術前医学管理に係る手術料を算定した日1回に限り、手術前医学管理料を算定する。
 - 3 手術前医学管理料を算定した同一月に区分番号D208に掲げる心電図検査を 算定した場合には、算定の期日にかかわらず、所定点数の100分の90に相当する 点数を算定する。
 - 4 同一の部位につき当該管理料に含まれる区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影と同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により撮影を行った場合における第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用は、それぞれの所定点数の100分の50に相当する点数で別に算定できる。この場合において、第6枚目以後の写真診断及び撮影の費用については算定できない。
 - 5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの(手術を行う前1週間以内に行ったものに限る。)は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - ロ 血液形態・機能検査

末梢血液像(自動機械法)、末梢血液像(鏡検法)及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間 (PT)、全血凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)

二 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリ

ンエステラーゼ(ChE)、 γ ーグルタミルトランスフェラーゼ(γ ーGT)、 中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、Tスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)及びイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応(STS)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)半定量、抗ストレプトリジンO(ASO)定量、抗ストレプトキナーゼ(ASK)定性、抗ストレプトキナーゼ(ASK)半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、HIV-1抗体、肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)、ヘモフィルス・インフルエンザ b型(Hib)抗原定性(尿・髄液)、単純ヘルペスウイルス抗原定性、RSウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

へ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原定性・半定量及びHCV抗体定性・定量

ト 血 漿 蛋白免疫学的検査 C 反応性蛋白 (C R P) 定性及びC 反応性蛋白 (C R P)

チ 心電図検査

区分番号D208の1に掲げるもの

リ 写真診断

区分番号 E 0 0 1 の 1 の イ に 掲げる も の

ヌ 撮影

区分番号E002の1に掲げるもの

- 6 区分番号D026に掲げる血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料又は免疫学的検査判断料を算定している患者については算定しない。
- 7 第1章第2部第3節に掲げる特定入院料又は区分番号D027に掲げる基本的 検体検査判断料を算定している患者については算定しない。

B001-5 手術後医学管理料(1日につき)

1 病院の場合

1, 188点

2 診療所の場合

1,056点

- 注1 病院(療養病棟、結核病棟及び精神病棟を除く。)又は診療所(療養病床に係るものを除く。)に入院している患者について、入院の日から起算して10日以内に行われた区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学管理を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日に限り算定する。
 - 2 同一の手術について、同一月に区分番号B001-4に掲げる手術前医学管理料を算定する場合は、本管理料を算定する3日間については、所定点数の100分の95に相当する点数を算定する。
 - 3 第3部検査のうち次に掲げるもの(当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日以内に行ったものに限る。)は、所定点数に含まれるものとする。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - ロ 尿中特殊物質定性定量検査 尿蛋白及び尿グルコース
 - ハ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度 (ESR)、末梢血液像 (自動機械法)、末梢血液像 (鏡検法)及び末梢血液一般検査

二 血液化学検査

- ホ 心電図検査
- へ 呼吸心拍監視
- 卜 経皮的動脈血酸素飽和度測定
- チ 終末呼気炭酸ガス濃度測定
- リ 中心静脈圧測定
- ヌ 動脈血採取
- 4 区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料又は生化学的検査(I)判断料を算定している患者については算定しない。
- 5 第1章第2部第3節に掲げる特定入院料又は区分番号D027に掲げる基本的 検体検査判断料を算定している患者については算定しない。
- 6 区分番号A300の救命救急入院料又は区分番号A301の特定集中治療室管理料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については算定しない。

B001-6 肺血栓塞栓症予防管理料

305点

- 注1 病院(療養病棟を除く。)又は診療所(療養病床に係るものを除く。)に入院中の患者であって肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いもの(結核病棟に入院中の患者においては手術を伴うもの、精神病棟に入院中の患者においては治療上必要があって身体拘束が行われているものに限る。)に対して、肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。
 - 2 肺血栓塞栓症の予防を目的として行った処置に用いた機器及び材料の費用は、 所定点数に含まれるものとする。

B001-7 リンパ浮腫指導管理料

- 注1 保険医療機関に入院中の患者であって、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、 前立腺悪性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行ったものに 対して、当該手術を行った日の属する月又はその前月若しくは翌月のいずれかに 、医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士が、リン パ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中1回に限り算 定する。
 - 2 注1に基づき当該点数を算定した患者であって当該保険医療機関を退院したものに対して、当該保険医療機関又は当該患者の退院後において区分番号B005 -6の注1に規定する地域連携診療計画に基づいた治療を担う他の保険医療機関 (当該患者について区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算

定した場合に限る。)において、退院した日の属する月又はその翌月に注1に規定する指導を再度実施した場合に、当該指導を実施した、いずれかの保険医療機関において、1回に限り算定する。

B001-8 臍ヘルニア圧迫指導管理料

100点

注 保険医療機関において、医師が1歳未満の乳児に対する臍ヘルニアについて療養 上の必要な指導を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

B 0 0 2 開放型病院共同指導料(I)

350点

- 注1 診察に基づき紹介された患者が、別に厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(以下この表において「開放型病院」という。)に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。
 - 2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料又は区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料は別に算定できない。

B003 開放型病院共同指導料(Ⅱ)

220点

注 診察に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開 放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要 な指導を行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

B 0 0 4 退院時共同指導料 1

1 在宅療養支援診療所(地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。) の場合 1,500点

2 1以外の場合

900点

- 注1 保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等が、当該患者が入院している保険医療機関に赴いて、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関において算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。
 - 2 注1の場合において、当該患者が別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にあるときは、特別管理指導加算として、所定点数に200点を加算する。
 - 3 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号B002に掲げる開放型病院共同指導料(I)、区分番号C000に掲げる往診料又は区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料は別に算定できない。

B005 退院時共同指導料2

- 注1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、入院中の患者に対して、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。
 - 2 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び地域において当該患

者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、300点を所定点数に加算する。ただし、注3の加算を算定する場合は、算定できない。

- 3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の 在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師 若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステー ションの看護師等(准看護師を除く。)又は居宅介護支援事業者の介護支援専門 員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、2,000点を所定点数 に加算する。
- 4 注1の規定にかかわらず、区分番号A246に掲げる退院支援加算を算定する 患者にあっては、当該保険医療機関において、疾患名、当該保険医療機関の退院 基準、退院後に必要とされる診療等在宅での療養に必要な事項を記載した退院支 援計画を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、これを当該 患者の退院後の治療等を担う別の保険医療機関と共有した場合に限り算定する。
- 5 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(II)は別に算定できない。

B005-1-2 介護支援連携指導料

400点

注 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、患者の同意を得て、医師又は医師の 指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービスや退院後に利用可能な介護サービス等 について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2回に限り算定する。この場合 において、同一日に、区分番号B005の注3に掲げる加算(居宅介護支援事業者 の介護支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。)は、別に算定できない。

B005-1-3 介護保険リハビリテーション移行支援料

500点

注 入院中の患者以外の患者(区分番号H001の注4若しくは注5、区分番号H001-2の注4若しくは注5又は区分番号H002の注4若しくは注5を算定する者に限る。)に対して、患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員等と連携し、当該患者を介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション等に移行した場合に、患者1人につき1回を限度として算定する。

B005-2からB005-3-2まで 削除

B005-4 ハイリスク妊産婦共同管理料(I)

800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、診療に基づき紹介した患者(別に厚生労働大臣が定める状態等であるものに限る。)が病院である別の保険医療機関(区分番号A236-2に掲げるハイリスク妊娠管理加算の注又は区分番号A237に掲げるハイリスク分娩管理加算の注1に規定する施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関に限る。)に入院中である場合において、当該病院に赴いて、当該病院の保険医と共同してハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理を共同して行った場合に、当該患者を紹介した保険医療機関において患者1人につき1回算定する。

B005-5 ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)

500点

注 区分番号A236-2に掲げるハイリスク妊娠管理加算の注又は区分番号A237に掲げるハイリスク分娩管理加算の注1に規定する施設基準に適合するものとして届け出た病院である保険医療機関において、ハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理が必要であるとして別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た別の保険医療機関から紹介された患者(区分番号B005-4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料(I)の注に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等であるものに限る。)が当該病院に入院中である場合において、当該患者を紹介した別の保険医療機関の保険医と共同してハイリスク

妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理を行った場合に、当該病院において、患者1人につき1回算定する。

B005-6 がん治療連携計画策定料

1 がん治療連携計画策定料1

750点

2 がん治療連携計画策定料2

300点

- 注1 がん治療連携計画策定料1については、入院中のがん患者の退院後の治療を総合的に管理するため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関(以下この表において「計画策定病院」という。)が、あらかじめがんの種類やステージを考慮した地域連携診療計画を作成し、がん治療を担う別の保険医療機関と共有し、かつ、患者の同意を得た上で、入院中又は当該保険医療機関を退院した日から起算して30日以内に、当該計画に基づき当該患者の治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合(がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る。)に、退院時又は退院した日から起算して30日以内に1回に限り所定点数を算定する。
 - 2 がん治療連携計画策定料2については、当該保険医療機関において注1に規定するがん治療連携計画策定料1を算定した患者であって、他の保険医療機関において区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定しているものについて、状態の変化等に伴う当該他の保険医療機関からの紹介により、当該患者を診療し、当該患者の治療計画を変更した場合に、患者1人につき月1回に限り所定点数を算定する。
 - 3 注1及び注2の規定に基づく当該別の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 4 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(II)又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

B005-6-2 がん治療連携指導料

300点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(計画策定病院を除く。)が、区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料1又はがん治療連携計画策定料2を算定した患者であって入院中の患者以外のものに対して、地域連携診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、計画策定病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の提供に係る区分番号B009に掲 げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B005-6-3 がん治療連携管理料

1 がん診療連携拠点病院の場合

500点

2 地域がん診療病院の場合

300点

3 小児がん拠点病院の場合

750点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、他の保険医療機関等から紹介された患者であってがんと診断された入院中の患者以外の患者に対して、化学療法又は放射線治療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、1人につき1回に限り所定点数を算定する。

B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料

500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、外来で化学療法 又は緩和ケアを実施している進行がんの患者であって、在宅での緩和ケアに移行 が見込まれるものについて、患者と診療の方針等について十分に話し合い、患者 の同意を得た上で、在宅で緩和ケアを実施する他の保険医療機関に対して文書で 紹介を行った場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。

2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009 に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B005-7 認知症専門診断管理料

1 認知症専門診断管理料1

イ 基幹型又は地域型の場合

700点

ロ 診療所型の場合

500点

2 認知症専門診断管理料 2

300点

- 注1 認知症専門診断管理料1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、他の保険医療機関から紹介された認知症の疑いのある患者であって、入院中の患者以外のもの又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に対して、患者又はその家族等の同意を得て、認知症の鑑別診断を行った上で療養方針を決定するとともに、認知症と診断された患者については認知症療養計画を作成し、これらを患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において療養を担う他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。
 - 2 認知症専門診断管理料 2 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病院である保険医療機関が、地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって認知症の症状が増悪したもの(入院中の患者以外の患者又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に限る。)に対して、患者又はその家族等の同意を得て、診療を行った上で今後の療養計画等を患者に説明し、文書により提供するとともに、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。
 - 3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号 B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料は、別に算定できない。

B005-7-2 認知症療養指導料

350点

- 注1 当該保険医療機関の紹介により他の保険医療機関において認知症の鑑別診断を受け、区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料1を算定した患者であって、入院中の患者以外の患者又は療養病棟に入院している患者に対して、当該保険医療機関において、認知症療養計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め6月に限り、月1回を限度として算定する。
 - 2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009 に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料は、別に算定できない。

B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料

700点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者に対して、患者の同意を得た上で、治療計画を作成し、副作用等を含めて患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において治療を担う他の保険医療機関に当該患者に係る治療計画及び診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。
 - 2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009 に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B005-9 排尿自立指導料

200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関に入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに 対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、週1回に限り、患者1人につき6回を 限度として算定する。

B 0 0 6 救急救命管理料

500点

- 注1 患者の発生した現場に保険医療機関の救急救命士が赴いて必要な処置等を行った場合において、当該救急救命士に対して必要な指示を行った場合に算定する。
 - 2 救急救命士が行った処置等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B006-2 削除

B006-3 退院時リハビリテーション指導料

300点

注 患者の退院時に当該患者又はその家族等に対して、退院後の在宅での基本的動作 能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等につい て必要な指導を行った場合に算定する。

B 0 0 7 退院前訪問指導料

580点

- 注1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者の円滑な退院のため、患家を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の在宅での療養上の指導を行った場合に、当該入院中1回(入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回)に限り算定する。
 - 2 注1に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

B 0 0 7 - 2 退院後訪問指導料

580点

- 注1 当該保険医療機関が、保険医療機関を退院した別に厚生労働大臣が定める状態 の患者の地域における円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続のため、患家 等を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、在宅での療養上の指導を行った 場合に、当該患者が退院した日から起算して1月以内の期間(退院日を除く。) に限り、5回を限度として算定する。
 - 2 在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他の保険医療機関の看護師等と同行 し、必要な指導を行った場合には、訪問看護同行加算として、退院後1回に限り 、20点を所定点数に加算する。
 - 3 注1及び注2に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

B008 薬剤管理指導料

- 1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合 380点
- 2 1の患者以外の患者に対して行う場合

325点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者のうち、1については別に厚生労働大臣が定める患者に対して、2についてはそれ以外の患者に対して、それぞれ投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合は、当該患者に係る区分に従い、患者1人につき週1回に限り、月4回を限度として算定する。
 - 2 麻薬の投薬又は注射が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、必要な 薬学的管理指導を行った場合は、1回につき50点を所定点数に加算する。

B008-2 薬剤総合評価調整管理料

- 注1 入院中の患者以外の患者であって、6種類以上の内服薬(特に規定するものを除く。)が処方されていたものについて、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り所定点数を算定する。
 - 2 処方の内容の調整に当たって、別の保険医療機関又は保険薬局に対して、照会 又は情報提供を行った場合、連携管理加算として、50点を所定点数に加算する。 ただし、連携管理加算を算定した場合において、区分番号B009に掲げる診療 情報提供料(I)(当該別の保険医療機関に対して患者の紹介を行った場合に限る。) は同一日には算定できない。

- 注1 保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認め、これに対して、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、紹介先保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 3 保険医療機関が、診療に基づき保険薬局による在宅患者訪問薬剤管理指導の必要を認め、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 4 保険医療機関が、精神障害者である患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム(以下「精神障害者施設」という。)に入所している患者又は介護老人保健施設に入所している患者の同意を得て、当該精神障害者施設又は介護老人保健施設に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 5 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、介護老人保健施設に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 6 保険医療機関が、認知症の状態にある患者について、診断に基づき認知症に関する専門の保険医療機関等での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族の同意を得て、認知症に関する専門の保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 7 保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、添付の必要を認め、患者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者施設又は介護老人保健施設に対して、退院後の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合は、200点を所定点数に加算する。
 - 8 区分番号B005-4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料(I)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、ハイリスク妊産婦共同管理料(I)に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等の患者の同意を得て、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付してハイリスク妊産婦共同管理料(I)に規定する別の保険医療機関に対して紹介を行った場合は、当該患者の妊娠中1回に限り200点を所定点数に加算する。
 - 9 保険医療機関が、認知症の疑いのある患者について専門医療機関での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、100点を所定点数に加算する。
 - 10 保険医療機関が、認知症の専門医療機関において既に認知症と診断された患者であって入院中の患者以外のものについて症状が増悪した場合に、当該患者又はその家族の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、認知症専門医療機関連携加算として、50点を所定点数に加算する。
 - 11 精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約

を行った上で患者の紹介を行った場合は、精神科医連携加算として、200点を所 定点数に加算する。

- 12 保険医療機関が、治療計画に基づいて長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者であって入院中の患者以外のものの同意を得て、当該保険医療機関と連携して治療を行う肝疾患に関する専門医療機関に対して、治療計画に基づく診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、肝炎インターフェロン治療連携加算として、50点を所定点数に加算する。
- 13 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保 険医療機関に対して、患者又はその家族の同意を得て、診療情報を示す文書を添 えて、患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算として、100点を所定 点数に加算する。
- 14 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、連携する保険医療機関において区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定して当該連携保険医療機関を退院した患者(あらかじめ共有されている地域連携診療計画に係る入院中の患者以外の患者に限る。)の同意を得て、当該連携保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の地域連携診療計画に基づく療養に係る必要な情報を提供した場合に、地域連携診療計画加算として、50点を所定点数に加算する。
- 15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に、検査・画像情報提供加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イについては、注7に規定する加算を算定する場合は算定しない。

イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要 な情報を提供した場合 200点

ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合

B009-2 電子的診療情報評価料

30点 30点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

B010 診療情報提供料(Ⅱ)

500点

注 保険医療機関が、治療法の選択等に関して当該保険医療機関以外の医師の意見を 求める患者からの要望を受けて、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報そ の他の別の医療機関において必要な情報を添付し、診療状況を示す文書を患者に提 供することを通じて、患者が当該保険医療機関以外の医師の助言を得るための支援 を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

B011及びB011-2 削除

B011-3 薬剤情報提供料

- 注1 入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、 効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1 回に限り(処方の内容に変更があった場合は、その都度)算定する。
 - 2 注1の場合において、処方した薬剤の名称を当該患者の求めに応じて手帳に記載した場合には、手帳記載加算として、所定点数に3点を加算する。
 - 3 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付した患者については、算

定しない。

B011-4 医療機器安全管理料

- 1 臨床工学技士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合(1月につき) 100点
- 2 放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関に おいて、放射線治療計画を策定する場合(一連につき) 1,100点
- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療が必要な患者に対 して、放射線治療計画に基づいて治療を行った場合に算定する。

B 0 1 2 傷病手当金意見書交付料

100点

注 健康保険法第99条第1項の規定による傷病手当金に係る意見書を交付した場合に 算定する。

B 0 1 3 療養費同意書交付料

100点

注 健康保険法第87条の規定による療養費(柔道整復以外の施術に係るものに限る。) に係る同意書を交付した場合に算定する。

B 0 1 4 退院時薬剤情報管理指導料

90点

注 保険医療機関が、患者の入院時に当該患者が服薬中の医薬品等について確認する とともに、当該患者に対して入院中に使用した主な薬剤の名称(副作用が発現した 場合については、当該副作用の概要、講じた措置等を含む。)に関して当該患者の 手帳に記載した上で、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬 剤の服用等に関する必要な指導を行った場合に、退院の日に1回に限り算定する。

B015からB018まで 削除